

鳥取県告示第 714 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字方地字水コシ82から86まで、字城平87、88、字小谷851の1、851の3、852から863まで、864の1から864の3まで、865、866、字二ノ清水1073、1075から1077まで、字大谷1088の1、1088の2、1089の1、1089の2、1090から1095まで、字大谷枝1096から1100まで、大字小鹿谷字八谷平621の1、621の2、字尻谷622の1、字森山624の1から624の6まで、字杉ノ子平627の1、字臼ヶ谷平628の1から628の3まで、大字別所字棒ヶ谷216の1、216の10、216の11、字別所谷東平229の1、229の2、229の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）